

令和5年度 公文書開示状況（8月決定分）

港湾局

表の見方

<決定区分>

- ・開示、一部開示、不開示（開示しない）、不存在（文書が存在しない）、存否応答拒否（文書があるかないかを明らかにしない）のうち、該当する項目に「1」を記入しています。

<（根拠規定）条例7条>

- ・一部開示及び不開示について、条例7条各号のいずれを根拠として不開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>について

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報は〇〇と表記しています。
 - ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。
- ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合があります。

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例7条									不開示理由等	所管局部課等	
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号
1	R5. 7. 27	R5. 8. 10	(1) 東京都公有財産管理運用委員会議案 (令和4年度議案第55号) (2) 変更契約書 (令和5年3月27日締結)	48		1													(1) 法人の印影 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第4号 理由：公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。 (2) 東京夢の島マリナー借受者公募及び選定の事務に関する部分 根拠条例：東京都情報公開条例第7条第6号 理由：公にすることにより、東京夢の島マリナー借受者公募及び選定の事務に支障を及ぼすおそれがあるため。	港湾局 港湾経営部 経営課
2	R5. 7. 27	R5. 8. 10	請求公文書のうち、4に係る文書					1											当該公文書は、実施機関では作成及び取得しておらず、存在しない。	港湾局 港湾経営部 経営課
3	R5. 7. 27	R5. 8. 10	東京夢の島マリナー管理運営事業者 募集要項																本件請求に係る対象公文書については、東京都港湾局HPに掲載されており、閲覧することができる。 そのため、東京都情報公開条例第18条第2項に規定するインターネットの利用その他実施機関の定める方法により公表若しくは提供を行っている情報と同一の情報が記載された公文書に該当し、公文書の開示をしない。	港湾局 港湾経営部 経営課
4	R5. 8. 1	R5. 8. 10	(1) 東京部分肉センター株式会社宛て承諾願 (平成14年) (2) 東京部分肉センター株式会社公有水面占用許可申請承諾書 (平成15年) (3) 水域占用許可書 (14東港港水第135号) (4) 水域占用許可書 (4東港港水第204号)	6		1													【開示しない部分】「東京部分肉センター株式会社宛て承諾願 (平成14年)」 「東京部分肉センター株式会社公有水面占用許可申請承諾書 (平成15年)」の印影 【根拠規定】 東京都情報公開条例第7条第4号に該当 【理由】 公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。	港湾局 東京港管理事務所 港務課